

○ 石川県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について（通達）

〔平成27年3月6日付け備甲達第21号等〕
〔石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号 平成22年2月22日付け備甲達第17号、公甲達第12号、務甲達第38号、
生企甲達第12号、刑企甲達第13号、交企甲達第17号「石川県警察新型
インフルエンザ対応業務継続計画の策定について（通達）」

石川県警察の新型インフルエンザ対応業務継続計画については、対号に基づき実施してきたが、この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が施行されたことを踏まえ政府の「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成26年3月31日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定）が定められ、警察庁において「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」が策定されたことから、県内の情勢を勘案し、対号の計画を見直し、「石川県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定して、新型インフルエンザ等に係る諸対策を更に推進することとした。

各所属にあつては、本計画に従い、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続に向けた準備に万全を期されたい。

なお、対号は廃止する。

石 川 県 警 察
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 対 応
業 務 継 続 計 画

平成27年3月6日
石川県警察本部

目 次

第1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	1
3	被害想定	1
第2	実施体制	2
1	未発生期における体制	2
2	国外発生期における体制	2
3	国内発生早期における体制	3
4	国内感染期における体制	3
5	知事部局等関係期間との連携	3
第3	発生時継続業務等	3
1	業務継続の基本方針	3
2	強化・拡充業務	3
3	一般継続業務	4
4	縮小・中断業務	4
第4	業務継続のための執務体制の確立	4
1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	4
2	人員計画	5
3	職員等の感染状況の把握	6
第5	業務継続のための執務環境の整備	7
1	物資等の確保	7
2	情報通信の確保	7
3	医療体制の確保	7
第6	感染防止の徹底	8
1	個人及び家庭での感染予防	8
2	職場における感染拡大防止策	8
3	発症者等への対応	8
4	来庁者への対応	9
第7	業務継続計画の発動等	9
1	業務継続計画の発動	9
2	状況に応じた対応	9
3	通常体制への復帰	9
第8	業務継続計画の維持・管理等	10
1	公表・周知	10
2	教育・訓練	10
3	点検・改善	10
別表1	「業務の仕分け」	11
別表2	「人員計画」	18

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため発生時には、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、個人の生命、身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、石川県警察では、「石川県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（（平成26年3月26日付け備甲達第10号ほか）以下「石川県警察行動計画」という。）を策定したところである。

新型インフルエンザ等の発生時においては、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、石川県警察がその機能を維持し必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

2 実施方針等

(1) 実施方針

この計画の実施に当たっては、石川県警察本部各部門及び各警察署が連携を密にして、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、知事部局等関係機関と積極的に連携し、的確に業務を推進する。

(2) 石川県公安委員会への報告等

業務継続計画の実施に当たっては、時機を逸することなく石川県公安委員会へ報告し、石川県公安委員会の管理の下、その権限に属された事務の迅速かつ適切な実施に努める。

(3) 他計画との関係

石川県警察においては、当県で大規模災害が発生した際における「石川県警察本部業務継続計画(大規模災害対応)」が策定されているが、新型インフルエンザ等の被害の態様やそれを踏まえた対応は、大規模災害の場合とは異なることから、この計画は、大規模災害対応の業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定する。

3 被害想定

この計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」

(以下「政府業務継続ガイドライン」という。)で示された被害等想定に基づき、石川県が推計した人的被害等想定に基づき、策定する。

ただし、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。

人的被害等想定

		全国	石川県
患者(人口の25%)		約3,200万人	約29万人
医療機関の受診者		約1,300万人～約2,500万人	約12万人～約23万人
中等度	入院患者	約53万人	約4,900人
	1日当たり最大入院患者	約10.1万人	約940人
	死亡者	約17万人	約1,600人
重度	入院患者	約200万人	約19,000人
	1日当たり最大入院患者	約39.9万人	約3,650人
	死亡者	約64万人	約5,900人
流行状況		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域ごとの流行期間は約8週間(ピークは約2週間) ○ り患者は1週間から10日間程度り患 	
欠勤率		ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤	

※ ○ 中等度 (アジアインフルエンザレベル、致死率0.53%)

○ 重度 (スペインインフルエンザレベル、致死率2.0%)

第2 実施体制

1 未発生期における体制

未発生期には、石川県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱により設置された石川県警察新型インフルエンザ対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、本計画の見直しを図る。

2 国外発生期における体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合は、石川県警察緊急事態等初動措置要領に定めるところにより、石川県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

3 国内発生早期における体制

国内発生早期（国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）においては、対策本部が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

4 国内感染期における体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）においては、国内発生早期に引き続き、対策本部が県対策本部等との連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

5 知事部局等関係機関との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合には、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して新型インフルエンザ等対策の実施等に関し必要な業務を推進する。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時においても警察の役割を的確に推進するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

2 強化・拡充業務

石川県警察行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要性があるものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、石川県警察行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする。

- 国内発生早期
 - ・ 実施体制の確立
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
 - ・ 重点的感染拡大防止策の支援
- 国内感染期
 - ・ 実施体制の確立
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援

- ・ 医療活動の支援
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
- ・ 社会秩序の維持
- ・ 緊急事態措置に対する支援等

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安及び国民生活や経済活動に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるところ、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な、一般継続業務については、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の点について留意する。

- 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。
- 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間で効率的に実施できるよう工夫する。
- 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮する。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な、縮小・中断業務については、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断する業務であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

イ 代理者の指定

新型インフルエンザ等発生時に業務上の意思決定権者である幹部が患するなどにより出勤が困難となった場合は、「石川県警察の庶務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）」第7条から第9条に基づき代決を行う。

ウ 電話等による報告

前記の代決を行った場合は、必要に応じて、電話・FAX等により本来の意思決定権者に報告する。

(2) 業務継続実施責任者等

ア 業務継続実施責任者

新型インフルエンザ等発生時において、業務を管理し、発生時継続業務を的確に継続するため、業務継続実施責任者を指定する。

業務継続実施責任者は、所属長とする。

イ 業務継続実施副責任者

業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故がある場合、その業務を代行するため業務継続実施副責任者を指定する。

業務継続実施副責任者には、各所属の次席（副隊長、副校長）、副署長（次席、副署長等が不在の場合は、業務継続実施責任者が指定する、警部（同相当職）以上の者）をもって充てる。

(3) 感染防止従事責任者

新型インフルエンザ等発生時において、職員の感染をできる限り防止するため、職員等の健康管理、感染予防及び職場内における感染拡大防止業務を行う感染防止従事責任者を指定する。

感染防止従事責任者は、次席（副隊長、副校長）、副署長とする。

2 人員計画

業務継続実施責任者は、別表1「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

(1) 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表2「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を、原則として所属内で確保する。この際、次の2点に留意する。

○ 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。

○ 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握しておく。

また、(3)に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討する。

業務継続実施責任者は、人員計画を作成した際は、当該計画を警備課に送付する。人員計画を変更した場合も同様とする。

(2) 人員計画の運用

ア 未発生期

業務継続実施責任者は、部下職員の業務を的確に管理するとともに、各業務資料の整理と共有化を図る。

業務継続実施責任者は、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育・訓練を実施する。

イ 国外発生期

業務継続実施責任者は、発生時継続業務及び必要人員等を確認し、国内発生に備えて具体的な人員配分等を検討する。

ウ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定めら

れた体制に移行する。

この場合において、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後には担当すべき業務を指示する。

エ 国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、体制、任務等の見直しを適宜行い、人員確保が困難となった場合は、対策本部に対して、人員の派遣を要請するものとする。

オ 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

(3) 感染リスクの軽減方策

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、感染リスクを減らすため、以下の措置を検討する。

ア 徒歩又は自転車による出勤

徒歩・自転車出勤が可能な職員に対し、徒歩・自転車出勤を要請する。

徒歩・自転車出勤を行う職員は、必要に応じて、通勤方法に関する手続を行う。

イ 時差出勤、勤務時間等

時差出勤が必要と認められる職員については、石川県警察職員の勤務時間及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓練第6号）に基づき、時差出勤、勤務時間の変更を検討する。

ウ 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に定める緊急事態宣言が出され、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第1項に基づき、石川県知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合等において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの官署に変更することを検討する。

エ 勤務環境

感染防止従事責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

オ 対策本部要員の勤務

対策本部要員は、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行うものとする。ただし、対策本部長は、庁内における新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、警察庁対策本部要員のうち必要な要員を招集し、総合対策室において強化・拡充業務を行わせる。

3 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員及びその家族は、職員の出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、速やかに発熱相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「発熱相談センター等」という。）に連絡し、その指示に従って発熱外来、指定医療機関等（以下「発熱外来等」という。）にて受診する。
- 職員等が、発熱外来等での診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。
- 感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、厚生課へ速報する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 備蓄食料の管理

業務主管課は、新型インフルエンザ等の発生時において食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

(2) 対象事業者の把握

業務主管課は、発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を「石川県指名業者名簿」等により把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

(3) 被留置者の食事の確保

留置業務管理者は、被留置者の食事の契約業者に対し業務継続についての協力を要請する。また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

業務主管課は、中部管区警察局石川県情報通信部と連携して、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策室の立ち上げや関係機関等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。

また、関係事業者等との連絡要領や窓口を手順書等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

情報システム責任者は、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

3 医療体制の確保

職場において職員が発症した場合に備え、厚生課において、発熱相談センター

等の設置状況等を確認し、感染防止従事責任者により職員等に周知させる。

留置業務管理者は、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

(1) 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

- 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。
- 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスク（不織布製）を着用するよう努める。
- マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

(3) マスク等の配布

厚生課は、職員等の新型インフルエンザ等感染予防のため、警察共済組合等と連携して必要なマスク等を配布するよう努める。

2 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- 職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合には、いかなる理由があっても出勤しないものとする。
- 庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。
- 庁舎入口においてマスク着用を促す。
- 職場における手洗い、うがいを励行し、咳エチケットを徹底する。
- 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。
- 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。
- 食事時間に時差を設ける。
- 対面による会議を極力避け、電話会議等を実施する。

3 発症者等への対応

(1) 発症者が出た場合の措置

職場内に発症者が出た場合の措置は、次のとおりとする。

- 感染防止従事責任者は、発症者が出た旨を、速やかに厚生課に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 発症者の対応に当たる職員については、感染防護資機材を着用させる。
- 発症者を会議室等に移動させ、発熱相談センター等の指示に従い、発熱外来等へ搬送する。
- 消毒剤等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指示に従い対応する。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア インフルエンザ様症状を呈する場合

年次休暇又は病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として、外出自粛要請等の措置を受けている場合又は停留の措置を受けている場合

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第11条第11号に基づく特別休暇を取得する。

ウ 保育施設や介護施設等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合

原則として、年次休暇を取得する。

エ 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

4 来庁者への対応

(1) 入庁制限

庁舎管理者は、新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、庁舎入口においてサーモグラフィーを活用するなどにより、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

庁舎管理者は、新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

(3) 事業者への要請

会業務主管課は、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7 業務継続計画の発動等

1 業務継続計画の発動

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言し、石川県が県内感染期に至った時点で、流行状況等を考慮の上、対策本部において、発動を決定する

この場合には、石川県新型インフルエンザ等対策本部と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について、対策本部と必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合に、県内での流行状況等を踏まえ、対策本部において通常体制への復帰を決定する。ただし、県内での流行状況を考慮の上、小康期の宣言の前に順次通常体制に復帰し又は小康期の宣言の後も業務継続計画の発動を継続する。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

この計画の概要は公表する。また、県民生活又は県民経済に影響を及ぼす業務の縮小・中断については、県警察のウェブサイトに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求めることとする。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知させ、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。また、新型インフルエンザが発生し、欠勤率が高まった場合の対応や職場において発症者が出た場合の対応等訓練を実施し、この計画の点検確認を行うほか、改善点等の課題を分析する。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ等対策行動計画が改正された場合、訓練等を通じて改善が必要となった場合等には、この計画の修正を行う。また、人員計画で把握した職員や物資・サービス等の対象事業者のリスト等の変更についても適宜点検し、必要な修正を行うものとする。

(別表省略)